



子育て世帯生活支援特別給付金 支給のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方
 - ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
 - ②令和3年度住民税（均等割）が非課税

2. 支給対象児童

- 2003年（平成15年）4月2日から2021年（令和3年）3月31日生まれの児童（障害児は2001年（平成13年）4月2日生まれ以降）

3. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

- 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※中学校修了後（15歳に達する日以後の最初の4月1日以降）から20歳未満の児童分の特別児童扶養手当のみの受給者であって、他に中学校修了後の児童がいる方は、別途申請手続きが必要な場合がありますので、下記の長門市役所窓口まで御連絡ください。

※給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出をしてください。

※給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（遅れて確定申告を行った結果、住民税課税になった場合、1人の児童について二重に受給した場合など）

※児童手当等の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

- 長門市役所 子育て支援課
「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口

0837-23-1187